

財団法人那須塩原市施設振興公社情報公開に関する規程

平成18年4月1日

規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、那須塩原市情報公開条例（平成17年那須塩原市条例第10号。以下「情報公開条例」という。）の趣旨にのっとり、財団法人那須塩原市施設振興公社（以下「公社」という。）において情報公開を実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「情報」とは、公社の役員及び職員（臨時職員を含む。以下「役職員」という。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他知覚によって認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）から紙面上に出力され若しくは採録されたものであって、役職員が組織的に用いるものとして、公社が保有しているものをいう。

(公社の責務)

第3条 公社は、この規程の定めるところにより、情報を公開するよう努めなければならない。この場合公社は、個人に関する情報（以下「個人情報」という。）がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をするものとする。

(情報の公開等)

第4条 市民等が情報の公開の手續等を行う場合、情報の公開の方法等については、情報公開条例第2章の規定を準用する。この場合において、第2章中「行政情報」とあるのは「情報」と読み替えるものとする。

(不服申立て等)

第5条 公開の請求を行ったものは、公開の請求に対する回答に不服があるときは、公社に対して書面により不服申立てをすることができる。

2 不服申立ては、公開の請求に対する回答があったことを知った日の翌日から起算して60日以内にしなければならない。

3 不服申立てがあった場合には、公社は、当該不服申立ての対象となった公開の請求に対する回答について再度の検討を行った上で、当該不服申立てに対する回

答を書面により行うものとする。

- 4 前項の規定による回答を行う場合において、公社は、当該不服申立てを不適法であることを理由として却下するとき又は非公開の決定を取り消すときを除き、市長に那須塩原市情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴くよう求めるものとする。
- 5 公社は、市長が那須塩原市情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴いたときは、当該意見を尊重して不服申立てに対する回答を行うものとする。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。